平成２３年（フ）第１７号
群馬県伊勢崎市長沼町640番地12
債務者　赤沼　鉄也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
群馬県前橋市南町２丁目53番地２　ファーストハイツ501号
債務者　滝澤惠利子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＦ―611号
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
群馬県前橋市箱田町1215番地１　タウンパレス大利根112号
債務者　大山　優子（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
群馬県高崎市福島町723番地８
債務者　角田　崇史
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８号
群馬県高崎市石原町1299番地１
債務者　佐々木直次郎
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２４号
群馬県高崎市山名町1671番地131　バークリースクエア101号
債務者　久下千亜紀
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７５４号
千葉市中央区弁天１丁目22番16号
債務者　松崎　政明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３４号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目31番６号　ゆうき荘101号
債務者　柳谷　誠一
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８２号
静岡県伊豆の国市長岡740番地の12　三渓園従業員寮203号、前住所静岡県伊豆市土肥345番地
債務者　佐藤　雄次
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
静岡県三島市徳倉１丁目６番17号
債務者　石川　勝美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８１号
京都市伏見区桃山町和泉６番地９
債務者　佐野　信久
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８２号
京都市伏見区桃山町和泉６番地９
債務者　佐野　節子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３３号
大阪府松原市一津屋６丁目11番27号
債務者　嶋谷　政亮
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６０号
堺市西区鳳南町５丁699番地　フローラ南館305号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７０号
堺市南区桃山台２丁８番７―1010号
債務者　宮崎　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９００号
大阪府松原市松ケ丘４丁目11番18―103号
債務者　橘　　朋世
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係